

別表第十六その三（第八十六条の十五関係）（平15内府令92・追加、平21防省令13・旧別表第十二その三線下・一部改正、令元防省令4・一部改正）

第	号
公 用 令 書 (取 扱 物 資 の 保 管)	
住 所	
氏 名	
(法人については、その名称)	
第103条第1項本文	
自衛隊法（昭和29年法律第165号） 第103条第1項ただし書 の規定に基	
第103条第2項	
づき、次のとおり取扱物資の保管を命ずる。	
年 月 日	
処分者 印	
種 類	
数 量	
保管すべき場所	
保管すべき期間	
保管する理由	
備 考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。